

検証結果表

議会基本条例 条文等		これまでの取り組み等と現状	検証結果	検証理由
	<p>(前文) 地方分権の時代にあつて、久留米市議会が、議会の権能を発揮し、その責務を果たしていくためには、市長と議会という二元代表制の下、行政監視機能及び政策立案機能をさらに高めていく必要がある。 また、議会は、地域における民主主義の発展と住民福祉の向上を図るため、市長との緊張関係を保持し、市民から直接選挙で選ばれた代表としての自覚の下、市民の負託に応えられるように議会の資質を高め、開かれた議会運営に努めなければならない。 よつて、ここに議会の基本的事項を定めた久留米市議会基本条例を制定する。</p>	定義のため検証対象としない	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
第1章 目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、議会の運営及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、議会が担うべき行政監視及び政策立案の役割を果たし、もつて、市民福祉の向上及び持続的で活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	定義のため検証対象としない	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
第2章 議会、議長及び議員の活動原則	<p>(議会の活動原則) 第2条 議会は、市民の代表機関であることを十分認識するとともに、公正性、透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指す。 2 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努める。 3 議会は、市民の関心を高め、分かりやすい議会運営に努める。</p>		一部達成	<ul style="list-style-type: none"> ・議員各人、各会派において市民の意見を把握する努力を行っている。今後は、議会としての行動が必要。 ・市民の関心度を高める点で不十分な点がある。 ・市民の意見を把握するため、陳情・請願のあり方、議会報告会の検討などが必要。
	<p>(議長の活動原則) 第3条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求する。</p>		達成	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営について、原則にそつて進められている。
	<p>(議員の活動原則) 第4条 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによつて、市民の代表としてふさわしい活動をする。 2 議員は、個別的、地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動する。</p>		一部達成	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の能力を向上させる意識を持ち行動しているが、個別的、地域的な事案解決が中心になる場合があり、市民全体の福祉の向上において不十分な点がある。
	<p>(会派) 第5条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、相互に研さんして活動する。</p>	定義のため検証対象としない	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
第3章 市民と議会の関係	<p>(市民参加及び市民との連携) 第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開とする。 3 議会は、市民参加型の議会を目指し、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。 4 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見を十分に活用して、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項については、第15条において表記。 ・本会議においては自由に傍聴可能としている。また、傍聴席において車椅子のスペースを確保、手話通訳や要約筆記者による傍聴等、障害を持つ方への対応を行っている。 	一部達成	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の情報発信については、ホームページや議会だより、インターネット中継等を行い、一定達成できているが、常任委員会の情報発信について検討が必要。 ・市民参加型議会について、議員、会派としての意見交換は行っているものの、議会としての意見交換の場が設けられておらず開催手法について検討が必要。 ・専門的知見の活用が不十分。

検証結果表

議会基本条例 条文等		これまでの取り組み等と現状	検証結果	検証理由
第4章 市長等と議会 及び議員の関係	(市長等と議会及び議員の関係) 第7条 議会審議における議員と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。 2 本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。 3 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。		一部達成	・市長等との緊張関係については適切に保たれている。 ・論点、争点の明確化については、一部明確になっていない部分もあり、一般質問等における質問形式の検討が必要である。
	(重要政策等の説明) 第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、審議に必要と思われる情報を積極的に提示するよう求めるものとする。 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、施策別又は事業別の分かりやすい説明を市長に求めるものとする。	・重要政策について特別委員会を設置し協議を行っている。 (仮称)久留米市総合都市プラザ調査特別委員会 (H23.5～H23.6)	一部達成	・資料要求を行っているが、今後議論を深めていくためにも、議会として、引き続き資料要求を行っていく必要がある。 ・積極的に特別委員会を設置し、議論を行っていく必要がある。
	(政策評価) 第9条 議会は、市長等の政策執行について独自に評価を行うものとする。	・政策評価委員会(H20.12設置)の議論を経て、行財政改革調査特別委員会(H21.6設置)において委員会独自に設定した課題について検討を行い、H23.2政策評価結果を市長に対し通知を行った。	一部達成	・各常任委員会における所管事務調査等において、審査・評価等は行っているものの、政策評価は平成23年度以降行われておらず、定期的に行うべきである。
	(議決事項の拡大) 第10条 法第96条第2項の議会の議決事項については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に定めるものとする。	・H26.9 市の基本構想の策定等に関し議会の関与を担保する、久留米市議会の議決すべき事件に関する条例を制定している。	一部達成	・条例で規定されているのは、基本構想の策定に関してのみであり、十分ではない。まだまだ議決事項の拡大の余地があり、検討が必要。
第5章 議員間討議	(議員間討議) 第11条 議員は、議会の権能を発揮するため、委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。	・H30.11 教育民生常任委員会において、付託請願の審査の際に実施している。	一部達成	・議員間討議が行われた実績はあるものの十分ではない。今後、議員間討議を増やし、政策提言等へ繋げる手法の検討が必要。
第6章 委員会の活動	(委員会の活動) 第12条 委員会は、委員会審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	・傍聴者に対し資料を閲覧に供している。(資料希望者には情報公開の手続きにより有償にて資料を提供している。)	一部達成	・傍聴者に対して委員と同等の資料を提供し、一定達成できている。今後、資料のインターネット公開や公開手続きの簡素化などの検討が必要。
第7章 所管事務調査	(所管事務調査) 第13条 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに積極的に政策立案、政策提言等を行うものとする。	・各常任委員会においてテーマを設定し行っている。 H30年度実施実績 総務常任委員会 8回 教育民生常任委員会 6回 経済常任委員会 6回 建設常任委員会 8回	一部達成	・定期的に所管事務調査が行われ、その中での提言等も行われているが、委員会としての政策立案・提言にまでは至っていない。
第8章 議員研修	(議員研修の充実強化) 第14条 議会は、議員の政策立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家を招いて、議員研修会を開催することができるものとする。	・H29年度より外部講師を招いた議員研修会を実施している。 ・新人議員研修及びフォローアップ研修として2年目議員を対象とした研修を実施している。	一部達成	・これまでも取り組んできているが、今後は政策立案能力の充実等を目的とし、さらなる充実が望まれる。

検証結果表

議会基本条例 条文等		これまでの取り組み等と現状	検証結果	検証理由
第9章 議会の広報	(議会広報の充実) 第15条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.6広報委員会を設置。 ・市議会だより H24.7一般質問記事中、質問者・会派名を掲載 H26.8「読みやすく、わかりやすく」をコンセプトにリニューアル。 ・ホームページ H25.7議会交際費の掲載を開始 H28.9一般質問通告内容及び次期定例会開催予定を公開。 H29.6議案等に関する賛否状況を公開。 H29.6本会議録画中継をスマートフォン対応。 H29.12委員会視察報告書を公開 H30.6本会議ライブ中継をスマートフォン対応。 	一部達成	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙については、広報委員会における検討もあり充実してきている。 ・SNS等の新たな広報手段の研究を含め、議会に関心を持ってもらう取り組みの検討が必要。 ・委員会の議論についての公開を検討すべき。
第10章 議員の政治倫理及び定数	(議員の政治倫理) 第16条 議員は、久留米市政治倫理条例(平成3年久留米市条例第1号)を規範とし、当該条例を遵守しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・H26.7久留米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例改正。刑事事件で逮捕・起訴された場合の議員報酬の取り扱いについて規定。 	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・各議員の判断によるところが多いが、事件に対応し、関係する条例を改正するなど対応してきている。
	(議員定数) 第17条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。 2 議員定数を改める条例議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第7項、法第109条の2第5項、法第110条第5項及び法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例制定後、2度議員定数条例を改正。 H22.9 42人から38人へ H30.9 38人から36人へ 	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・二度にわたり定数削減を行っており、達成できている。
第11章 政務活動費	(政務活動費) 第18条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、久留米市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年久留米市条例第4号)に基づき、適正に執行しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.4政務調査費マニュアルを作成。 ・H29.6政務活動費の収支報告一覧をホームページにて公開。 ・H30.7収支報告書関連資料を情報公開手続きによらず閲覧可能とし、ホームページでも公開。 	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階においては法令及びマニュアルに基づき適正に執行しており、使途や資料についても高い水準で公開している。 ・マニュアルに関し定期的な見直しが必要。
第12章 議会事務局の体制整備	(議会事務局の体制整備) 第19条 議長は、議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化を図るよう努める。		一部達成	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、政策提案、条例提案など、更なる議会活性化の補佐のため、人員補充などが必要。
	(議会図書室) 第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ随時新規購入を行い、新刊情報を議員が所持するタブレット端末に配信することで利用を促進している。 図書購入実績 H30 55冊 H29 79冊 総数 1,608冊(令和元年5月1日現在) 	一部達成	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書数に関しては充実してきている。 ・さらなる有効活用のために、使いやすいレイアウトやレファレンス機能、電子書籍の導入等について検討を行うべき。

検証結果表

議会基本条例 条文等		これまでの取り組み等と現状	検証結果	検証理由
第13章 補則	(条例の位置付け) 第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。	定義のため検証対象としない	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
	(見直し手続き) 第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。	・H23年10月及び11月の議会制度調査特別委員会において、「議会基本条例の見直しについて」として調査を行い、条例の総括(評価)を行った。 ・H24年1月以降、同委員会にて12回にわたり調査を行い、「議会広報の充実」「議員研修」「専門的知見の活用」「議員間討議」について提言書を議長へ提出。	一部達成	・今回、改選後遅滞なく検証が行われている。 ・今後の検証結果の取り扱いが重要となる。